



**働くもののいのちと健康を守る
全国センター**

JCHS

全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
 http://www.inoken.gr.jp
 e-mail: info@inoken.gr.jp

地方センターはなくてはならない存在、急ごう空白県の克服

— 第6回「いの健」地方センター交流集会開く —

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、2月5日～6日の両日、京都教育文化センターで第6回地方センター交流集会を開催し(写真)、23都道府県から40人が参加しました。空白県からは、兵庫、島根、香川、徳島の4県から参加がありました。福地保馬理事長は、「いままでになく重要な時、新しい地平を切り開こう」とあいさつ。

問題提起にたった岩永千秋事務局長は、全国センター第12回総会で提案された「働くもののいのちと健康を守る政策・制度要求(案)」と第13回総会で提案された「脳・心臓疾患等労災認定基準改定要望書(案)」の二つの文書は、「いの健」センターとその運動を新たなステージに引き上げるものであると強調。そして、「地方センターはなくてはならない存在」、「これからの地方センターに求められるもの」、「空白県での成立の課題」について提起。空白県での県センター成立では、特に、岩手、秋田、兵庫、愛媛での成立を急ぎたいと述べました。

このあと、役員・事務局体制や財政、活動状況など各県センターから順次、報告が行われました。

楽しくなければ九州セミナーでない

討論では、第21回目をむかえた九州セミナーの取り組みの到達点について質問がよせられました。九州セミナー担当者からは、「1年、2年かけて準備している」、「準備は学習と調査活動」、「医師、弁護士などの専門家とは協働の場として取り組んでいる」、「楽しくなければ九州セミナーでない」との立場でとりくんでいるなどの発言がだされました。

いの健運動は、労働組合運動、職場を変える可能性をもっている

いのちと健康を守る運動の重要性を指摘する発言もつぎきました。
 『「いの健」運動は労働組合運動を変えていく契機



になるのではないかと、例えば化学一般労連の『心の病に関する予防協定書』の作成は、使用者と交渉し、その内容を職場に定着させている取り組みはそのことをしめているのではないかと、「賃金、労働条件の改善要求の実現は困難でも労働安全衛生、労働災害の要求はだれでも賛同でき、職場を変えるきっかけになっている」などの発言が出されました。

県労連労働相談センターといの健センターとの事例検討会など相談事例から教訓を引きだし、今後のとりくみにつなげていく事例検討会が各センターで積極的に取り組まれていることも交流されました。

討議のまとめにたった田村昭彦副理事長は、6回目をむかえた交流集会が、「各センター相互の前進面を学びあう交流の場になった」、「元気で楽しく活動ができるような交流を強化していきたい」と述べました。空白県の克服では、「ブロックセミナーを基軸にして、ブロック間の励ましあいが必要」であり、「センターをになう人たちを集団でつくっていくことが重要」と指摘。最後に節とテンポを決め、すべての都道府県にいの健県センターを確立するとの決意を述べました。

〈今月号の記事〉

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団が院内集会	2面
シリーズ 安全衛生活動の交流(第2回)	3面
各地・各団体 郵産労/新聞労連/全教/大阪/愛知	4面～6面
北河内/福岡/建交労/大阪	4面～6面
イギリスの労働安全衛生予防対策について調査	7面
労災補償切り捨ての動き	8面

命あるうちに全面解決を！

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団が院内集会

2月9日、泉南アスベスト国賠訴訟早期全面解決を求める院内集会在、参議院議員会館で開かれました。国会議員15人、議員秘書を含む110人が参加し、関心の高さが示されました。

大阪高等裁判所は早期解決の必要性について言及し、2月22日(予定)に進行協議期日を設け、国に対して進行協議の場で和解についての見解を明らかにすることを求めています。

集会では、「生きている間に解決を見たい」とくり返し語りながら昨年1月に亡くなった前川清さんの生前の映像が流され、原告代表として悪性胸膜中皮腫で夫を亡くした湖山さん(写真)から「被害者は刻々と毎日命を削っている。国はせめて生きているうちに責任を果たしてほしい」と訴えがありました。

続いて、アスベスト弁護団の鎌田弁護士から、昨年9月に行われた第二陣とあわせ一括解決を国に迫る陣形が整いつつあり全面解決にむけて大きな山場を迎えていることが報告され、村松主任弁護士から一審判決を基本とした「私達の解決要求」が示されました。



民主党の谷・郡両議員からは22日にむけて官房長官などへの働きかけを進めていることが報告され、日本共産党の吉井議員からは厳しい国会情勢ではあるが国民の世論と運動で解決への道を開こうと訴えがありました。

泉南の判決は、今後のアスベスト被害者救済と被害根絶に大きな影響を与えることとなります。「今が正念場。必死にがんばる」と最後に原告代表の決意表明があり、支援者とともに確認しあいました。

第7回労安中央学校は6月11(土)~12日(日)、名古屋市で開催

第1回理事会 今期の重点課題を確認

第1回全国センター理事会が、1月19日に平和と労働センターで開催されました(写真)。特徴的な情勢として日本航空の不当解雇について報告されました。労災係争中のパイロットも「整理解雇」を通告されていましたが、その人は12月24日に勝利判決を勝ち取りました。乱暴に解雇対象基準をあてはめた極めて不当な状況となっています。

自殺が13年連続で3万人超、教職員の休職=心の病で5,458人・17年連続増加など働くものをめぐる状況悪化についての報道も相次いでいます。

理事会では労働行政をめぐる情勢も報告され、行政刷新会議および厚生労働省内の事業仕分けにおいて進められようとしている事柄を敏感につかみ、具体的にでてくる影響を告発していくことが重要であることが確認されました。「全国センター通信」などを使い情報発信を強めていきます。

また、泉南アスベスト国賠訴訟の団体署名(1万目標で到達6200余)、「石綿対策基本法の制定を求める請願署名」(第1次集約=1月末/第2次=2月末)の取り組みを強めることを確認しました。

協議事項では、第13回総会方針に基づく重点課題や体制について討議。ディーセントワーク・政策・制度要求の実現、労働行政の拡充を求める取り組み、活動家育成



と組織強化、被災者救済と補償などを柱に具体化していくことを確認しました。

体制については、メンタルヘルス対策検討会のあり方について継続協議とし、その他は前期をほぼ踏襲してアスベスト対策委員会、労働基準行政検討会、地域共同部会、化学物質ワーキンググループ、公務部会、地方センタープロジェクト、広報委員会、季刊誌編集委員会などを設置して進めることとしました。顧問・参与制度についても引き続き検討していきます。

確認された主な日程は以下の通り。

◇第7回労働安全衛生中央学校

6月11日(土)~12日(日) 名古屋市/労働会館

◇第14回総会 12月9日(金) 東京都/平和と労働センター

シリーズ 安全衛生活動の交流

第2回

コープかごしまにおける労働安全衛生活動

安全衛生委員会を毎月開催 ～50人を超える21事業所で～

生協コープかごしまは、離島を含む鹿児島県全体に組合員27万人を擁する消費生活協同組合です。食品の供給（配達や店舗）を中心に、旅行や福祉の事業も行っており、18の店舗、8つの共同購入センター、ほか本部、物流・加工、旅行、福祉などの事業所があります。職員数は一般職員・地域職員347人、専任・嘱託職員191人、定時職員1,709人（※嘱託職員には一般再雇用・登録職員含む、定時職員には専任パートタイム、定時再雇用、アルバイト含む）となっています。

経営トップ(理事長)を先頭に労働安全衛生活動に取り組む

労働安全衛生委員会は50人を超える事業所(21事業所)で毎月開催するようになっていますが開催率は8割～9割という状況です。内容は労災事例の学習、健康診断や産業医巡回に関して、ヒヤリハット報告、備品・施設点検など行っていますが、分会に入って聞き取りをすると認知度が低いということが多々あり、事務局に対し、開催内容や開催時間の聞き取りを行うよう要請しています。労災事故や交通事故が発生した場合は都度、該当事業所で安全会議を開催し、事例の共有と、問題点の出し合い、対策の出し合いを行っています。事例は個人名等を伏せてニュースで公開され全体でも共有化します。

労働安全衛生統括委員会は、四半期ごとに年4回開催。委員は理事長、事業本部統括2人、サービス支援本部統括(総務・人事担当責任者)と労働組合から3人と産業医で構成しています。事務局は総務部で2人配置されています。オブザーバーとして、心療内科の嘱託医、保健師(産業医事務局)と生協コープかごしまGMS推進室から1人参加。委員会では産業医から巡視で気付いたことなどの報告、四半期の到達状況(労安委員会の開催状況や労災事故の発生件数と対策等)、次期の計画などを

話し合っています。

職員の「からだの管理」、法定健診受診100%、2次健診受診80%が目標

職員の「こころの管理」の取り組みとしてメンタルヘルス学習会を開催し、事業所長へのメンタルヘルスの規定や内容についての理解を深めるなどの取り組みを行っています。近々、職員へのアンケートを実施予定でこれは、職場でのコミュニケーションの現状や、ストレス解消の方法などをつかんでメンタルヘルスの防止に役立てたいという意図からです。

職員の「からだの管理」に関しては法定健診100%と2次健診(80%)を目標にすすめ、要観察や要治療の職員に対しては、病院に行くように継続したサポートを強めています。

労働安全統括委員会としては統括委員会メンバーによる安全パトロールを年2回実施し労災事故のあった事業所を回って対策が講じられているか、危険個所のチェックなどを行っています。また、産業医が協力的で1年かけて全事業所を訪問し、事業所長への聞き取りや、職場チェック、健康相談などをしていただき、都度の労安統括委員会で報告していただいています。

長時間労働や残業問題に関しては、別途、適正な時間管理と作業改善委員会を毎月開催し、対応を協議しています。

(コープかごしま労働組合書記長 久保 学)

お詫び シリーズ安全衛生活動の交流(第1回)で浜松市職労の安全衛生活動と記載しましたが、正しくは浜松市職の安全衛生活動でした。訂正し、お詫び申し上げます。

働くもののいのちと健康 冬季号

2011-1
No.46

京都センター・京都総評の共同調査結果を読んで	福地保馬
「労働安全衛生に関する取り組みアンケート」結果から	木下恵市
医療機関における化学物質の取り扱い	東久保隆
N T T 奥村過労死行政訴訟、国が上告断念	高崎 暢
自治体職員の突然死を公務災害認定	富樫昌良
鉛中毒で労災認定	山口センター

特 集

脳・心臓疾患等の過労死認定基準の改定要求

脳・心臓疾患等労災認定基準改定要請書(案)

糖尿病悪化、国、地裁は業務起因性認めず	三浦一紀
ボストグ苗氏の心疾患過労死事件	宗川吉汪
地方公務員災害補償の運用上の問題点	水落貴司
「本部業務」を義務づけて基金支部を統制	中林正憲
裁判例からみえる過労死・過労自殺のいま	松丸 正
マツヤデンキ過労死事件 高裁判決の意義と課題	森 弘典

☞ご注文は地方センター、または全国センターへ

働くもののいのちと健康を守る全国センター TEL 03-5842-5601
FAX 03-5842-5602

各地・各団体のとりくみ

**セクハラ・パワハラのない
職場を**

郵産労

本部女性部が新春学習会を開催

1月15日、郵産労本部で女性部の新春学習会を開催しました(写真)。東京法律事務所の笹山尚人弁護士を講師にお招きして、「セクハラ・



パワハラのない職場を」の講演をしていただきました。郵政職場のいたる所で聞かれるセクハラ・パワハラに関心が高く女性だけでなく中央執行委員の方々や男性組合員の参加がありました。

笹山弁護士は派遣社員Fさんのセクハラ裁判の事例を取り上げ、被告の大会社にFさんへの謝罪と、セクハラを許す会社の構造的な体質を変えさせたたかひを話されました。今では就業規則にセクハラ・パワハラの項目を入れるのは当たり前になっていますが、絵に描いたもちにさせないためには、常に監視の目が、特に労働組合の監視が必要だと感じました。

また、長時間労働や成果主義、競争、様々な差別などの負のエネルギーが溜まる職場は、それのはげ口としてハラスメントを発生させるというお話には、ますます労働組合の役割が重要であり、そんな職場にさせないためにも組合加入を勧めることが労働者の身を守ることに繋がるという確信になりました。

笹山弁護士の講演のあと、中央本部書記長の日巻直映さんから「2011年春闘をどうたたかうのか」を話していただきました。

郵便事業会社の420億円の赤字、効率化のための人減らしなど、春闘をたたかうには逆風ばかりが宣伝されていますが、経営方針の失敗を労働者に押付けることは許せないし、賃上げをさせる原資はある、非正規社員の正社員化を今年さらに進めさせる、という力強い話に、春闘をたたかう気持ちが高まりました。

(郵産労 鈴木章子)

新聞
労連

**報道機関の惨事ストレス対策の
必要性を学ぶ**

労安学校開催

新聞労連は2月7日、東京都千代田区の弁護士会館で労安学校を開き21人が参加しました。労安学校では、ジャーナリストの惨事ストレスを調査・研究している筑波大学大学院の松井豊教授が「ジャーナリストの惨事ストレス」をテーマに講演しました。

松井教授は、自身の研究グループによる調査で、新聞ジャーナリストの8割が取材時に衝撃を受けた経験があり、通常I S E - R (出来事インパクト尺度) 得点でP

T S Dの疑いがあるとされる25点以上をとった人が新聞ジャーナリストでは12%いた、組織的なケアが充実している消防職員でこの数字が16%である事と比べると多いため、報道機関における惨事ストレス対策の必要性を指摘しました。

参加者からは、阪神淡路大震災に被災しながらも取材を続けたが毎年1月17日が近くなると被災時の様子がフラッシュバックする、アフガニスタンでテロに巻き込まれ最近ようやく職務に復帰できた、などの経験が報告されました。

講演の前には、1997年に過労のため亡くなった時事通信社の森田記者の労災認定裁判を傍聴した後、旬報法律事務所の鴨田哲郎弁護士から裁判の説明を受けました。鴨田弁護士は、業務の過重性に関しては労基署段階から争いはなく、死亡の原因とされる糖尿病の合併症(糖尿病ケトアシドーシス)と業務との因果関係が認められず、裁判では医学論争になっていると説明しました。

(新聞労連 藤本勝也)

全教

**春闘にむけ基本的共通認識を
獲得**

生活権利討論集会を開催

全教は、1月15日～16日に東京で生活権利討論集会を開催しました(写真)。全体で112人の参加で2日間の討論集会を成功させました。



1日目の全体会では、蟹澤生活権利・法制局長の基調提案に続き、全教常任弁護団事務局長の加藤健次弁護士から「給特法改正の基本方向に関する提言(案)」についての報告と、全国大学高専教職員組合(全大教)書記長の森田和哉さんから「国立大学の法人化以降の労働関係と要求・組織拡大の到達状況」に関する報告を受け、討論しました。2011春闘にむけ、情勢を共有し、公務員賃金の「深堀」、労働基本権回復にむけた分会からのとりくみ等について議論がかみ合い、基本的な共通認識が獲得できました。

2日目の分科会は、「賃金・権利問題」を中心とする第1分科会と、「いのちと健康問題」を中心とする第2分科会に分かれて討議しました。

第1分科会では、①職場要求書づくりのとりくみと課題、②査定昇給と評価・育成システム、③服務規律調査・組合活動、④新採用教職員の身分と権利、という4つの報告を受けたのちに、それぞれの内容で討論を行いました。

第2分科会では、①衛生推進者1年目のとりくみ、②市の衛生委員会活動と産業医の相談体制、③セクハラ・パワハラ問題、④公務災害事案について、活動交流を行いました。

(全教 水落貴司)

各地・各団体のとりくみ

大阪

泉南アスベスト訴訟の早期解決を

大阪府、大阪労働局と懇談・要請

11月17日には大阪高裁での第1回控訴審がはじまる状況のもとで、大阪アスベスト対策センターでは、昨年の10月29日、大阪府、大阪労働局と懇談しました。



大阪府への要請。立っているのは川辺大阪労連議長

大阪府との懇談では、懇談の冒頭に、「石綿除去に対する監視と審査体制について強化されること」「大阪府や市町村施設についての調査、分析をし、その対策を講じること」など9項目を要請しました。

懇談では、センター側から、大阪府や市町村での建物などの実態を把握し調査を求めました。大阪府は府の建物や施設について166か所を把握しており、平成21年度で102か所の対策を終えたことを明らかにし、残る57施設も除去、封じこめ対策を早急にしていくとしました。センターは、「石綿救済法の改善」や「泉南アスベスト訴訟の早期解決」を国に強く要望し、働きかけることを求めました。

また、引き続き行われた大阪労働局との懇談でも、冒頭に「石綿除去に対する監視と審査体制について強化すること」や「石綿被害に対する予防、発見、相談体制を強化すること」など8項目を要請しました。さらに国の責任で「石綿救済法の改善」や「泉南アスベスト訴訟の早期解決」を本省に働きかけることを強く求めました。
(機関紙「輝くいのち」No116より転載)

愛知

教員の残業、月100時間超が5.5%

一宮センターが総会

働くもののいのちと健康を守る一宮地方センターは、6年目に入る第6期(2010~2011)総会を10月22日に開催しました。総括、方針、討論の特徴を紹介します。

1. 総括

①アスベスト・職業病電話相談日を2回実施し、相談件数は多くない、②パワハラ問題学習会も参加が少なかった、③医療労働者をめぐる労安活動の具体化が進んでいる。

2. 方針

①アスベスト問題を中心とした労災認定支援の取り組み
ア. アスベスト国家賠償訴訟支援、イ. 継続的相談活

動、ウ. アスベスト関連法改正運動に積極的に参加、②職場における疾病、災害の予防のためのとりくみ、ア. 「パワハラ対策」の学習、啓蒙活動、イ. 全国センターの労安学習会へ積極的参加、ウ. 腰痛対策、VDT作業対策などをテーマにした学習会。

3. 討論

①「VDT作業のマウス障害とは何か」の質問に対し、「マウス作業では動いている筋肉に過度の負担がかかり、うずくような痛みが取れず、頸肩腕障害につながる事が医学的に解明されている」との回答があった。

②中電アスベスト裁判の和解条項遵守を強く求めた。

③県立学校教職員の長時間勤務の実態、月100時間超は5.5%になっている

④一宮市教委は、教員の「在校記録」をとっているが200時間を超える教員が沢山いる。

⑤ティーチャーウェーブなどでもっとアピールしていく必要がある。

(一宮センター 村瀬幹彦・三栄国康)

北河内

故村田敏史さんの遺志をつぎ、安全衛生活動の発展を

北河内センターが第27回総会

昨年の10月28日、守口市職労の会議室で、労働者のいのちと健康を守る北河内センターが第27回総会を開催しました(写真)。



はじめに、大阪センターの事務局長で北河内センターと関わりの深い故村田敏史さんの逝去を悼み参加者で、黙祷をしました。

活動報告をした山浦克彦事務局長は、「労働者のいのちと健康を守る活動に献身した村田さんの意志を引き継いで、この北河内地域から労働者の賃金、権利、健康と安全を守っていくために、センターの活動をもりあげていこう」と強調しました。

総会ではミニ学習として、現在取り組んでいる、入江労災隠し裁判、石橋職業がん裁判のふたつの裁判闘争の状況を学習しました。

北河内センターでは、この1年間に、職場見学会、北河内労基署との懇談、労災相談、裁判支援、学習会への参加などのとりくみを進めてきました。引き続きこうした活動を積極的に進めていくことなどの方針を確認して総会を終えました。

総会後は、京阪守口市駅近くの居酒屋でなごやかに参加者の交流と懇親を行い、引き続きさまざまな活動にとりくむ決意を固めあいました。

(機関紙「輝くいのち」No116より転載)

各地・各団体のとりくみ

福岡 「建設じん肺・アスベスト被害者と家族の会」が結成総会



2011年1月16日、建設産業では九州初となる、福岡建設じん肺・アスベスト被害者と家族の会（通称：あさがおの会）が結成総会を開催しました。

呼びかけ団体（福建労）を代表して下川執行委員長が「国賠訴訟も視野にアスベスト被害の根絶にむけた運動を、患者・遺族や家族と一緒にたたくていきたい」とあいさつ。来賓として現職国会議員や九州社会医学研究所の田村昭彦所長、福岡アスベスト弁護団の山本一行弁護士がそれぞれ激励と、自らが果すべき役目などを述べられました。

昼食懇談会后、首都圏アスベスト訴訟のDVDを上映し、一人ひとりが同じ苦しみや悲しみを持つ者として自己紹介をおこないました。独自に調べ労災認定を勝ち取った苦労や、遺族として「会」発足への期待、組合に相談し労災認定できた経緯や感謝が語られました。組合職員からは、アスベスト被害者や家族の駆け込み寺となって、一緒にがんばりたいという思いなど、参加者全員から病の苦しみや家族を亡くした悲しみなどを乗り越え、自らの経験を仲間や社会のために役立てたいという強い思いが口々に語られました。

その後、総会議案の提案を丸林書記次長がおこない、議案は満場一致の拍手で承認され、会の通称は花言葉が「結束」ということから「あさがおの会」に決定、当日参加の被害者本人・家族・遺族17人が加入しました。

報道各社も取材に訪れ、前日の夕刊や翌日の朝刊で「福岡で石綿被害者ら会結成」「建設業では九州初」と報じられました。

今後も九州社会医学研究所や福岡アスベスト弁護団と協力し、埋もれた被害の掘り起しや一人ぼっちの被害者を出さない事とあわせ、首都圏など全国各地のアスベスト被害者団体と共に、アスベスト被害者の完全補償と被害の根絶に向けたたたかいを全国化していくことを確認しました。〔あさがおの会（所在）〕〒815-0031福岡市南区清水1丁目22-9（福岡県建設労働組合会館内）

※福建労ホームページ内に詳細記載
（福岡県建設労働組合 丸林正二）

建交労 社会復帰事業守ろう 春闘討論集会「いのちと健康」分科会

建交労は、11月26～27日、静岡県伊東市で2011年春闘中央討論集会を開催。働く者の命と健康をまもる分科会が2日目におこなわれました。同分科会には22都道府県32人が出席、17人が発言。討論の主な内容を紹介します。

「地域主権改革」について、「憲法を否定し国民主権を奪うもの。大きな視点でとらえたかう」ことを確認しました。「九州生公連の一員として整備局地方移管反対で国交省出先33カ所と懇談し、国交省の労組・全建労との共同が前進した」「厚労省の労組・全労働の署名約3千筆協力し、『敵は霞ヶ関』で一致した」（東北）など公務員との共同が報告されました。

社会復帰援護事業を「廃止」にした「事業仕分」について、今後のたたかいが重要であることを確認しました。労働者の「業者化」が広げられ、労災認定の壁になっていることについては、組合員が労働者性を主張し提訴（北海道）、事業主とされた解体工の実態を明らかにし労災認定を実現した（京都）ことが報道されました。ほかに、喫煙理由の不支給を審査請求で勝利（大分）、ずい道粉じんガイドライン遵守職場を「非粉じん職場」にとのゼネコン要求を打ち破ること。組織拡大について、相談会を工夫し増勢させた（愛媛）、トンネル現場安全教育を組織化にもう一步高めること、などが発言されました。

（建交労労災職業病部会第120号より転載）

大阪 剣豪に思いをはせ、冬の日を楽しむ 「健康ハイキング」スタート

大阪労働健康安全センターでは、昨年の12月から、「健康ハイキング」のとりくみをはじめました。

第1回例会は、12月19日に実施されました。当日は冬の寒さ



しばし休息したような暖かい天気で、「健康ハイキング」にはうってつけの好天になりました（写真）。参加者は6人。近鉄奈良駅に集合し、興福寺から柳生街道・滝坂の道を「健康ハイキング」ののほりを掲げて歩きました。今回のコースはかつてNHKの大河ドラマ『春の坂道』の舞台になったところで、剣豪・柳生十兵衛や宮本武蔵、荒木又右衛門も歩いたという歴史の道です。昼食は、築180年という「峠の茶屋」であたたかい味噌汁に「おいしい～い」。

途中では、多くのハイキンググループに出会い、私たちののほりを見て、口々に「健康ハイキングだって」と噂のまともに。宣伝効果も上々。剣豪たちに思いをはせて、冬の日を楽しみました。歩行距離10キロ。

（大阪センター 西岡健二）



UCATT労組との懇談やオリンピック建設現場など見学

建交労職業部会—イギリスの労働安全衛生予防対策について調査

全日本建設交通一般労働組合（建交労）全国労災職業病部会は、昨年5月31日から6月4日まで、イギリスの振動障害などの予防対策に関して調査しました。

アスベスト問題などの運動にとりくんでいるハザード団体の幹部との交流と建設労働者にまつわる祈念碑めぐりや、2012年にロンドンオリンピックが開催されるにあたり、その建設現場の見学と労働安全対策等について責任者から説明を受けました。また、イギリスの建設労働組合・UCATTとの懇談、電動工具メーカーのマキタ支社訪問と最新振動対策などの講習、低振動工具の実体験などを行ってきました。

ロンドンの観光客が多く集まるバス停近くに、UCATT労組が建立した「建設労働者殉職碑」は、約2000人を超す志半ばで亡くなった仲間たちの立派な銅像があり、毎年4月28日の「労働安全衛生世界デー」の集会とデモ行進はこの場からスタートしているそうです。

安全衛生の戦略的要素、企画、環境、見直し

オリンピックの建設現場では、広大な敷地に7つの建設プロジェクトが急ピッチで進められていました。8万人収容のメインスタジアム建設や各種日別のスタジアムが建設されていました。テロなどの問題もあり、出入りは厳重で、私たちも顔写真撮影とパスポートを調べられやっと中に入れました。工事全体の責任者のアンドリュウ氏が全体説明をしました。現在、ここでは約1万2千人が働いており、今年は更に労働者が増えるそうです。

建設現場全体の労働安全衛生責任者のデボラ・クレメンツさんから工事の安全問題について説明を受けました。安全衛生の戦略的要素として「企画」「環境」「見直し」の3つの柱が重要であり、健康、安全と環境を確かなものにするということと、労働者や企業との対話を重視し、トップレベルでの安全衛生で完全な遂行をしてもらうと話されました。

アスベスト問題は国際連帯が必要

UCATT労組本部を表敬訪問し、アラン・リッチー書記長が多忙なか2時間を超す応対をしてくださいました。英国は約200万人の建設労働者が働いていて、UCATT労組は約13万人を組織、賃金交渉では約50万人の労働者をカバーしているとのこと。とくに労働安全衛生を重視していると誇らしげに話しました。労働党から保守党に政権が変わり、賃金・労働条件、欧州各国で増大している「偽装個人事業主」「偽一人親方」問題などがでてくると懸念していました。アスベスト問題についても重要課題となっているそうです。そのため欧州議会にも呼びかけて話し合いをすすめており、国際的な連帯が必要だと強調していました。

ミルトン・ケインズ州にある電動工具会社「マキタUK」を訪問し、支社長などが応対。振動予防対策などの安全教育・訓練コースの講義、低振動工具の実体験などをしました。日本では規制が野放し状態ですが、イギリスでは規制に合った工具でなければ販売ができず、メーカーがEPTAという欧州パワーツール協会で共同して低振動工具を開発しています。これには日本の日立やマキタなども参加しているのです。マキタUKでは、特に教育に力を入れており、無料の講習会や現場でのトレーニングプログラムもきちんとしていました。

イギリスでは、日本とは法律が違うものの、労働安全における予防対策は、政府や業界、メーカー、そして労働組合によってとりくまれていることがわかりました。特にメーカーが予防対策に力を入れていること、日本における予防対策が遅れていることを実感しました。

今回の調査を日本における今後の振動障害予防対策に活かしていきたいと思っています。

(建交労九州支部書記次長 高田正矢)

シリーズ 相談室だより (51)

「職場復帰できました！」と嬉しい知らせ

一時期、会社の方角には家から一歩も出ることのできないほど心を病んでいたSさん。配置転換によって、事務から全く未経験の営業に回されたことが原因でしたが、仕事への自信を失うとともに周囲の同僚の目も気になり出し、上司の助言もパワハラに思えてしまうようになっていました。リストカットをしたり、自殺願望も強まっていたのです。相談を受けた後、とにかく直ちに精神科を受診し、診断書をもって休職すること、「あなたの心と体は疲れきって悲鳴を上げているんだよ。思いきって心と体を休めることがいま一番必要なことなのです」と伝えました。その後何度か復帰と休職を繰り返

していましたが、そのたびに話を聞き、焦らないこと、自分の果たしてきた仕事に誇りを持つこと、生きることの意味などについて語り合ってきました。1年ほどたったある日、久しぶりに訪問を受けたのですが、以前とは見違えるほど元気な明るい声で「いま会社に戻って働いています。もう大丈夫です。お世話になりました」と言うのです。医師との関係もうまくいっているようすし、会社でも復帰のためにいろいろ配慮してくれたようですが、かつてとは全く別人のような様子に驚くとともに、肩の力が抜けるような喜びを覚えたものです。と同時に、これからの長い人生、この明るさを保ち続けられる会社や社会であるよう願わずにはられませんでした。

(宮城県センター富樫昌良)

インフォメーション

労災補償切り捨ての動き

～社会復帰促進等事業の原則廃止を許さない～

社会復帰促進等事業の概要

政府の行政刷新会議は昨年10月、特別会計を対象とした「事業仕分け第3弾」を実施し、その中で「労働保険特別会計」を取り上げ、社会復帰促進等事業に対して「原則廃止」の判定を下しました。

「労働保険特別会計」は、昭和22年に「労働者災害補償保険特別会計」として設置され、昭和47年に「失業保険特別会計」と一元化されたものであり、その目的は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて負傷又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその家族の援護、労働者の安全及び衛生等の適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することにあるとされています。また、労災保険は罰則をもって強制される労働基準法上の損害賠償責任（無過失責任）を担保するものであり、労災保険の運営にあたっては、監督・安全衛生行政と一体的に行うことが重要です。

このうち、「原則廃止」と判定された社会復帰促進等事業が担っている部分は、

- ①療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - ②被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - ③業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払いの確保を図るために必要な事業
- の3つの事業に区分されています。

具体的にいくつかの事業内容を概観してみましょう。

例えば、「特別支給金」ですが、これは労働者が業務上の傷病による療養のため休業し、そのために賃金が受けられない場合に休業補償給付、通勤災害による療養のため休業し、そのために賃金が受けられない場合に支給される休業給付に上乗せさせるものです。休業補償給付又は休業給付の額は、1日につき給付基礎日額の60%に相当する額で、休業の第4日目から支給されますが、実際に就労した場合の賃金と比べると大きな差があり、生活を維持するには全く不十分です。そこで、休業(補償)給付の受給権者に対して、1日につき休業給付基礎日額

の100分の20が支給されるよう社会復帰促進等事業の休業特別支給金で補完し、休業(補償)給付を受ける労働者には、1日につき休業給付基礎日額の80%に相当する額が支給されているのです。他に、労災で切断された手指に義肢を装着するための手術や顔面の火傷で生じた醜状をなくすための手術等を必要な被災者に講じる「外科後処置」や労災による四肢喪失、機能障害等の残った場合の義肢、上肢装具及び下肢装具、義眼等の支給を必要な被災者に行う「義肢等の支給」も社会復帰促進等事業に含まれており、こうした制度が「廃止」された場合、被災労働者の権利は大きく後退することとなります。

社会復帰促進等事業の「廃止論」を許すな

今回の「原則廃止」の判定を受けた厚生労働省の見直し内容は、①執行実績が相対的に低い事業、②社会復帰促進等事業として実施する必要性が相対的に低い事業、③所期の目的を達成した事業、④類似事業の存する事業等について、廃止・統合を行うとし、平成23年度政府予算案では前年度比で29事業、54億円がそれぞれ削減されています。

この間の動きで特徴的だったのは、厚生労働省の反論や労働組合の運動により「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づく「未払賃金の立替事業」（企業が倒産した際、退職労働者に未払賃金の一部を事業主に代わって支払う制度）が存続と決まったことです。こうした経過は、この間の事業仕分けの不合理さを明らかにしています。

社会復帰促進等事業に関する行政刷新会議の事業仕分けは、社会復帰促進等事業が労働者保護のための重要な制度であるにも関わらず、ろくに中身も知らない人々が、ワイドショー感覚で盛り上がり「廃止」を叫ぶというものでした。当然、そこには労働者保護の観点はなく、財政の「効率化」の観点だけで「ヒト」・「モノ」・「カネ」を仕分けています。そこに「おかしい」と口を挟もうものなら、「政治主導に反する」と袋だたきに遭うという状況が生じています。

しかしながら、社会復帰促進等事業を含む労災保険制度は、決して「効率的」という言葉で廃止・縮小されるべき制度ではなく、1人でも被災労働者がいるのであれば、迅速かつ公正な保護や社会復帰等の援護をすべきであり、今後の予算案審議等を通じて、労働者の権利の後退を招く社会復帰促進等事業の廃止・縮小を許さないとりくみを強化する必要があります。

(全労働省労働組合中央執行委員・竹村章栄)